

仕 様 書

件名	令和7年度エレベーター保守点検役務	作成日	令和7年 2月 3日
		所 属	対馬駐屯地後支隊営繕班
		作成者	防衛技官 渡邊 寛大

1 概 要

エレベーターの保守点検を実施する。

2 実施場所

長崎県対馬市巖原町棧原38 陸上自衛隊対馬駐屯地

3 機種名等

場所	メーカー名	機種名等	階数	数量	点検回数	備考
50号建物	オーチス エレベーター	型 式：P-9-C090(乗用) 積載量：定員9名(600kg)	8階	1台	1回/月 計 12回/年	FM点検
56号建物	オーチス エレベーター	型 式：GEN2(乗用) 積載量：定員9名(600kg)	7階	1台	1回/月 計 12回/年	FM点検

4 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 一般事項

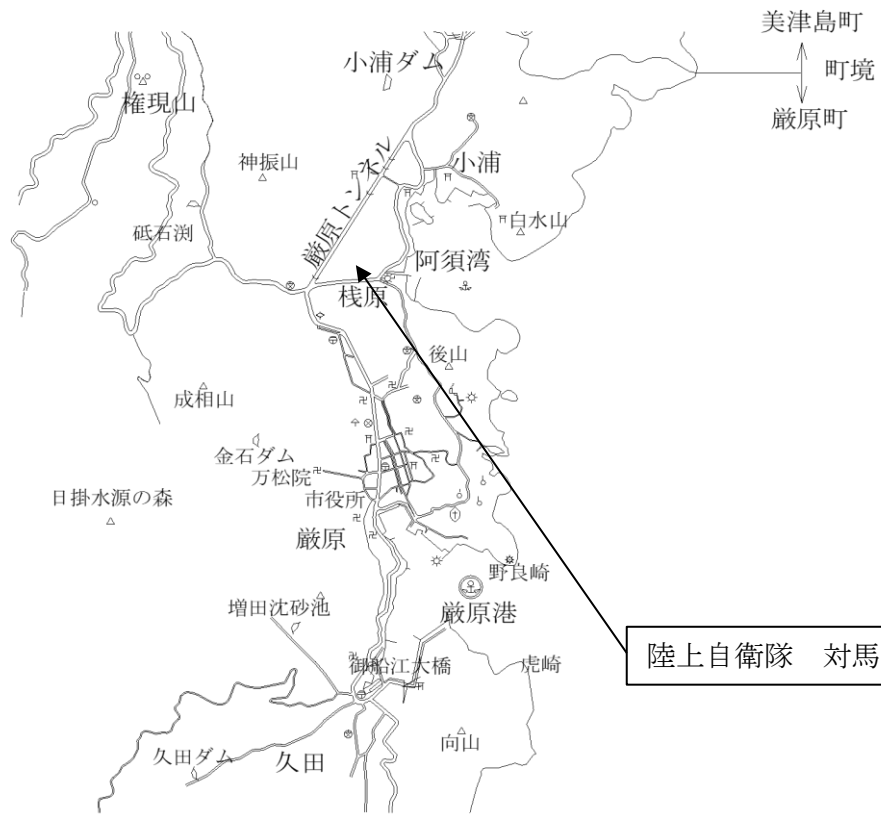
- 請負者は、本件において火災予防、労働安全及び施設の保護に十分注意を払うものとし、施設に損傷を与えた場合、請負者の責任において復旧すること。
- 本仕様書に記載なき事項であっても軽微なものは請負者が実施すること。
- 保守点検実施日については、事前に担当官と調整すること。
- 保守点検完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施すること。
- 保守点検完了後、作業報告書及び点検写真を提出すること。
- その他疑義が生じた場合は、担当官と調整の上実施すること。

6 特記事項

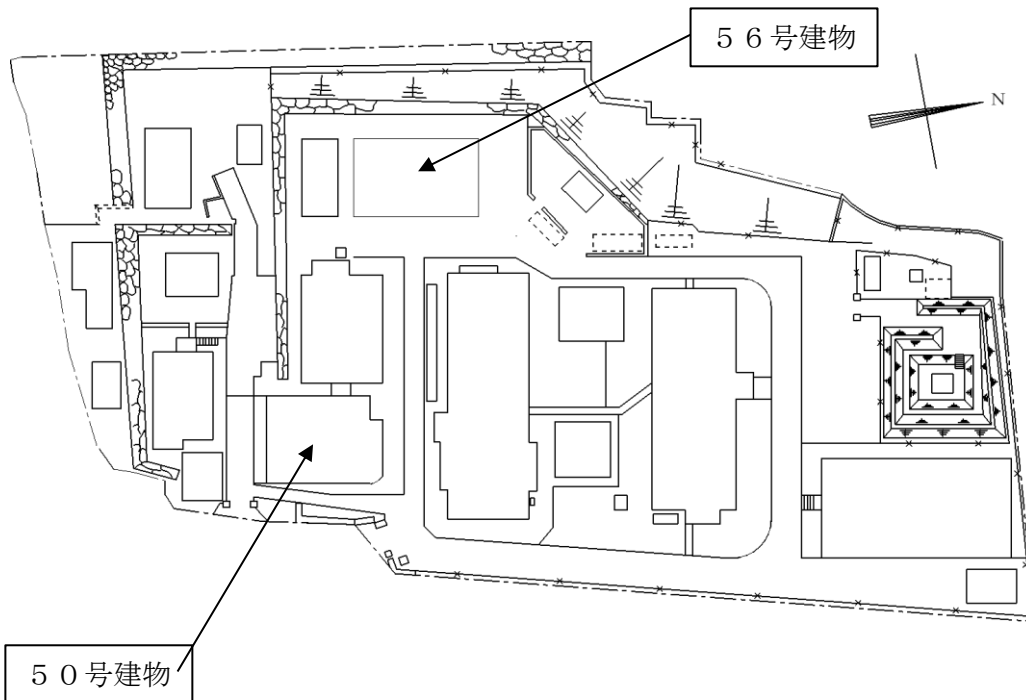
- 本作業は「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検するものとする。
- 故障の場合は、昼夜を問わず速やかに修理のための技術員を派遣すること。
- 保守にあたっての部品・消耗品等の取替の修理作業は、保守業者の負担とする。ただし、大規模な修理作業となる場合は、本件の範囲内とするか否か担当官と協議すること。

エレベーター保守点検項目表

1 かご運転確認	
(1) 制御記録	制御記録・起動回数の確認
(2) 意匠照明	機能動作・状態の確認
(3) 操作盤・指示器	機能動作の確認
(4) 走行・乗り心地・着床	機能動作・可動音の確認
2 非常安全装置	
(1) 非常連絡装置、停電灯	機能動作の確認
(2) 戸閉安全装置	機能動作の確認
3 機械室機器	
(1) 巻上機・電動機・電磁ブレーキ	状態の確認
(2) 機械室機器	可動音・振動等の確認
4 各階乗り場	
(1) ドア開閉動作	機能動作・動作音等の確認
(2) 意匠・敷居	状態の確認
(3) ボタン・表示器	機能動作の確認
5 環境状態	
(1) 機械室の環境	室温・状態の確認
(2) かご上の環境	状態の確認
(3) ピット内の環境	状態の確認



案内図 S = 1 / X



案内図 S = 1 / 1200